

- 今月のTOPIC 弊社所属の土地家屋調査士が3名、総勢18名体制となりました。

## Contents

- コラム 「隣地の木の枝が越境している」どうしたらいい？ 代表 小山 章
- 編集後記 スタッフ後藤



私たちえんは専門的な技術と知識で地域の人々の縁に貢献します。

こんにちは！土地家屋調査士法人 えん(旧土地家屋調査士法人 小山事務所)です。

これから、これまで業務等を通じて”ご縁(えん)”がありましたみなさまに、知っておくと役立つ情報、私たちの活動のご紹介をお知らせできればと思っております。皆さんの業務に+αできる情報をお届けできるよう、毎回工夫してまいりますので、よろしくお付き合いください！！



## 弊社所属の土地家屋調査士が3名、総勢18名体制となりました。

1月に測量スタッフ1名、2月より土地家屋調査士法人えんに土地家屋調査士が1名新たにメンバーが加わりました。

新メンバーである、土地家屋調査士市川の経歴のご紹介をさせていただきます。

新宿区・杉並区で38年間、土地家屋調査士業を行っており、東京土地家屋調査士会新宿支部・支部長、東京土地家屋調査士会・理事・副会長、全国土地家屋調査士政治連盟・副会長、東京土地家屋調査士政治連盟・会長を歴任

境界立会いの場面では特にベテランの経験が重要です。えんに新メンバーが加わったことで、「えん」は今まで以上にお客様に喜んでいただける事務所、選んでいただける事務所になっていけると考えています。



今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

土地家屋調査士法人 えん  
土地家屋調査士 市川新太郎

# 「隣地の木の枝が越境している」どうしたらいい？

土地家屋調査士法人えん 代表 小山 章

Vol.2のコラムを担当させていただきます、土地家屋調査士えん代表の小山です。今回のお題は、「隣地の木の枝が越境している」どうしたらいい？です。

私たち土地家屋調査士が測量をしてよく見かけるのが今回のお題の「隣地の木の枝が越境している。」です。

結構邪魔なんですよ。こんな時はどうすればよいのでしょうか？

民法233条にはこのように記載されています。

## 民法233条

- ① 隣地の竹木の枝が境界線を越えているときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる。
- ② 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。



そうなんです。枝はいくら越境していても原則勝手に切るわけにはいかないのです。

隣地の方に切ってくださいと依頼ができるだけなんです。

なぜなら、枝には果実や観賞用という付加価値がつく場合があり、枝と根では価値が異なるからというのが一つの理由らしいです。

私もおかしいとは思いますが、くれぐれも勝手に切らないでくださいね。



## 編集後記

お読みいただきまして、ありがとうございます！土地家屋調査士法人えんの事務スタッフ後藤と申します。

第二号、いかがでしたでしょうか？

少しづつ日も長くなって来ましたが、寒さの厳しい日が続いていますね。

昨年2月に、バードウォッチングツアーに参加したのをきっかけに、自宅の庭先に小さな鳥小屋を取り付けました。

ところが、なかなかこの家を気に入ってくれる鳥はおらず、

忘れかけていた4月の終わり頃、この鳥小屋ではなく庭の前の大きな街路樹にせっせと巣を作る鳥が！！

そのうちに可愛いヒナが生まれ、巣立っていくまでを子供と一緒に一緒に見守りました。

またあの鳥たちがやってこないかな？と期待して今度はバードフィーダー(餌台)を置きました。

この季節は餌が少ないので、珍しい鳥も庭先にもやって来るとのこと！楽しみです！

また、バードウォッチングには木の葉がないこの時期は好都合で、

近くの公園でも10～20種類位の鳥たちを見つけられます。

またお天気の良い日にのんびり子供と一緒にいきたいと思います。(o^-^o)

では、第三号をお楽しみに！



## 「土地の境界」「隣人トラブル」「新築時の対応」「土地の登記」など・・・

土地や建物に関するお悩みは、お気軽にご相談ください。無料でご相談・お見積りに応じます。

えんでは、セカンドオピニオンを求めてご連絡をくださるご相談者様が数多くいらっしゃいます。セカンドオピニオン目的のお問い合わせでも構いませんので、ご不明点はどうぞお気軽にお問い合わせください。

